

定例会初日（5日）



# 定！ ～さらに健全な財政運営を～

9月定例会は、9月5日から25日までの21日間の会期で開かれた。一般質問には、8議員が登壇し、財政運営や基地周辺対策、農業振興対策などについて活発な議論が交わされた。

また、人事案件、条例改正、補正予算などを審議し、原案通り可決した。さらに、平成24年度一般会計、特別会計、企業会計など全10会計の決算を慎重に審査し、原案の通り認定した。

## 市長等及び職員の給与削減案（59号議案）を可決

国家公務員の給与減額に準じ、市長等及び職員の給与を10月から来年3月までの6カ月間削減する条例案が、付託された総務常任委員会において慎重審査の結果、賛成少数で否決され、定例会最終日の本会議で、総務常任委員長から審査経過等の報告がなされた。しかし、その後、討論・採決を行ったところ、賛成多数（賛成12、反対8）で可決となった。

### 討論（議案59号）

●反対討論（福島議員） 今回は人事院勧告によるものではなく、市の財政は健全なので、必要のない減額だ。政府は国民に消費税増税の負担を押しつけ、一方で法人税を引き下げ、庶民の消費行動を押しさえつけ、景気上昇とは真逆の税改悪を推し進めている。この案は、職員の生活を直撃し、景気上昇や復興支援につながるものではないので、容認できない。

●賛成討論（荒川議員） 給与減額は単に国の財政状況が厳しいから行うのではなく、日本の再生のため国と地方が一丸となり、あらゆる努力を結集する必要がある中で、当面の対応策としている。

震災復興、防災・減災事業に取り組み、そして経済の立て直し、社会保障の確立など多くの課題に対し、まずは公務員が先頭に立ち、さらなる行政改革に取り組む姿勢が重要と考える。

●反対討論（戸田議員） 国が言うから当然というのはおかしい。自治体の考えがあつてしかるべき。職員の代表と話し合い、納得したうえでのことなのか。

市の財政は悪くないのだから減額の半分は、工面するとかできるはず。国の施策もあり、はじめての削減ならやむを得ないが、市職員も市民であり、弱い立場であることを考慮すると、この削減案には反対。

## 議案に対する質問・意見

■質疑（議案64号、福島議員）

Q 「地域の元氣臨時交付金」の使途目的と交付額は？

A 地域経済の活性化と雇用の創出を図るため創設されたもので、適債性のある建設地方債対象事業で緊急性の高い事業に充当する。

本市には、3億7,399万円（交付限度額）が示されており、今回、市道の補修工事、一般市道排水整備、公園維持管理、学校プール改修工事、消防機庫増設などに総額2億4,460万円を充当する。

■質疑（議案70号、福島議員）

Q 霊園整備基金積立金の総額と、今後の霊園整備のコンセプトは？

A 基金積立金は、平成24年度末で2,241万6千円となっている。

市営霊園の販売可能な区画は、26年度の20区画程度で、27年度にはなくなるため、隣接地を拡張し、ユニバーサルデザインの検討など、住民が利用しやすい霊園となるよう整備する。

# 平成 25 年 第 3 回定例会 24 年度決算 認

実質公債費比率?・・・市の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。

**\* 決算認定とは：**市に入ったお金(歳入)や使ったお金(歳出)の実績(決算)について、議会が住民の代表として審査し、認定するものです。(認定しない場合もあります)「法に基づき適正に執行されたのか」の審査だけではなく、事業の行政効果や問題点を指摘することで、今後の行政運営の改善に役立てるなど、議会の重要な役割です。



未来を担う子どもたちのためにも より確かな健全財政運営の努力を

## 市財政の健全度チェック! ◆会計別の決算額

**実質公債費比率 8.1%**

項目	小美玉市		平均	早期健全化基準
	比率	順位		
H24	8.1%	38位	9.8%	25% (18%)*
H23	9.5%	34位	10.4%	
H22	11.5%	27位	11.1%	

- \* 順位・平均は、県内 44 市町村との比較および県内の平均。順位は上位ほど悪く下位ほど良い。
- \* 早期健全化基準が 18% に達した場合は、新たな借金をする際に許可を要するなどの制限がある。

**将来負担比率 104.4%**

項目	小美玉市		平均	早期健全化基準
	比率	順位		
H24	104.4%	7位	55.0%	350%*
H23	113.8%	8位	63.6%	
H22	118.6%	6位	73.7%	

- \* 順位・平均は、県内 44 市町村との比較および県内の平均。順位は上位ほど悪く下位ほど良い。
- ・早期健全化基準…  
地方公共団体の財政の健全性に関する基準のひとつで、基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められる。

会計別		歳入(万円)	歳出(万円)	歳出の前年度比	
一般会計		230億4,638	216億7,418	1.0%↑	
特別会計	国民健康保険(事業勘定)	63億6,249	61億128	6.0%↑	
	国民健康保険(白河診療所)	1億6,602	1億5,198	10.6%↓	
	後期高齢者医療保険	3億9,003	3億7,943	10.0%↑	
	介護保険(事業)	29億6,100	28億6,461	2.8%↑	
	介護保険(サービス)	457	70	79.1%↓	
	下水道	16億2,569	16億1,078	10.9%↓	
	農業集落排水	4億312	3億6,895	52.8%↓	
	戸別浄化槽	6,385	5,799	14.7%↓	
霊園	1,588	1,587	—		
合計		350億3,904	332億2,578	1.0%↑	
企業会計	病院	収益的収支	2億5,524	1億9,862	
		資本的収支	0	1,952	
	水道	収益的収支	7億4,581	6億5,332	
		資本的収支	3億9,228	5億7,836	

- ・収益的収支及び支出・・・当年度の営業活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用
- ・資本的収支及び支出・・・経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡張等の建設改良費とこれらの建設改良に要する資金

## 9月 定例会 審議結果 (全 33 件)

No	議案等の名称 ~主な内容~	結果	委員会審査
----	---------------	----	-------

### ■ 条例の制定・改正等 (5 件)

59	市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例 (制定) ~本年10月から6ヶ月間、市長、副市長、教育長並びに一般職員の給与を減額するため~	○ 総	×
60	市税条例 (一部改正) ~地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の公的年金等からの特別徴収制度等を改正するため~	◎ 総	◎
61	国民健康保険税条例 (一部改正) ~地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税方法のうち本文方式廃止するため~	◎ 文	◎
62	やすらぎの里小川条例 (一部改正) ~施設利用時間の延長に伴い、平成25年10月1日から施設使用料を改正するため~	◎ 文	◎
63	火災予防条例 (一部改正) ~消防法施行令の一部改正に伴い、検定対象機械器具等の範囲を見直すため~	◎ 総	◎

### ■ 平成 25 年度補正予算 (9 件)

64	一般会計 [補正額] 13 億 7,245 万 9 千円↑	◎ 各	◎
65	国民健康保険特別会計 [事業勘定] [補正額] 2 億 1,662 万 5 千円↑ [診療施設勘定 (白河診療所)] [補正額] 75 万 8 千円↓	◎ 文	◎
66	後期高齢者医療保険 [補正額] 1,228 万 5 千円↑	◎ 文	◎
67	下水道事業 [補正額] 790 万 4 千円↓	◎ 産	◎
68	農業集落排水事業 [補正額] 40 万 5 千円↑	◎ 産	◎
69	戸別浄化槽事業 [補正額] 20 万 4 千円↑	◎ 産	◎
70	霊園事業 [補正額] 9 千円↑	◎ 総	◎
71	介護保険 [介護保険事業勘定] [補正額] 6,420 万円↑	◎ 文	◎
72	水道事業 [収益的支出] [補正額] 440 万 3 千円↑	◎ 産	◎

### 審議結果の表記・見方

[審査委員会] 総：総務、文：文教福祉、産：産業建設  
各：各所管委員会

[賛否] ◎：全会一致で可決 (または承認、同意、採択)、  
○：賛成多数で可決、×：賛成少数で否決  
△：継続審査

No	議案等の名称 ~主な内容~	結果	委員会審査
----	---------------	----	-------

### ■ 平成 24 年度決算 (10 件)

73	一般会計	○ 各	◎
74	国民健康保険	◎ 文	◎
75	後期高齢者医療保険	◎ 文	◎
76	下水道事業	◎ 産	◎
77	農業集落排水事業	◎ 産	◎
78	戸別浄化槽事業	◎ 産	◎
79	霊園事業	◎ 総	◎
80	介護保険	◎ 文	◎
81	病院事業	◎ 文	◎
82	水道事業	◎ 産	◎

### ■ 請願・陳情 (2 件)

4	教育予算の拡充を求める請願 紹介議員：市村文男	◎ 文	◎
1	市民後見人の育成及び活用を図るために必要な施策の推進についての陳情書 陳情者：特定非営利活動法人 茨城成年後見サポートセンター	△ 文	△

### ■ その他 (4 件)

83	動産の買入れ契約の締結 救助工作車 (Ⅲ型)	◎ 総	◎
84	動産の買入れ契約の締結 高度救助用資機材等	◎ 総	◎
85	市道路線の認定 市道玉 5334 号線、5335 号線 市道美 1627 号線、1628 号線	◎ 産	◎
86	市道路線の廃止 市道玉 5049 号線	◎ 産	◎

### ■ 人事案件 (2 件)

2	人権擁護委員の推薦 ~前委員の任期満了に伴い、并能 忠雄 氏を推薦~	◎	-	-
3	人権擁護委員の推薦 ~前委員の任期満了に伴い、内田 希代子 氏を推薦~	◎	-	-

### ■ 議会発議 (1 件)

2	小美玉市議会会議規則の一部を改正する規則 ~過誤の訂正に伴い、文言の整理をするもの~	◎	-	-
---	---	---	---	---

市民後見人?…認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う(家庭裁判所から選任された)一般市民のこと。